

重点事項

1 平成19年度における生活保護法施行事務監査について

現在の生活保護制度を取り巻く状況を踏まえると、生活保護の適正な運営を確保するうえで、法施行事務監査の果たす役割は、極めて重要なものとなっている。

平成18年度に実施した厚生労働省の指導監査の結果、訪問調査活動、扶養能力調査、病状把握及び就労指導の項目において、指摘を受けた福祉事務所が増加しており、その他、保護受給要件の確認のための関係先調査・課税状況調査の実施が不十分、定期的な収入申告書の徴取が不十分等、保護の決定実施上の基本的事項に問題のある福祉事務所が依然として多く認められたところであるが、この大きな要因として、現業員及び査察指導員が不足しているなどの実施体制の不備や、査察指導員による業務の進行管理や現業員への助言、指導が不十分であるなど査察指導機能が十分発揮されていないことなどが挙げられる。

これらのことを踏まえて、平成19年度の生活保護法施行事務監査では、

- ①保護の適正実施（訪問調査活動、関係先調査等各種調査の徹底、他法他施策の周知徹底、医療扶助の適正運営等）
- ②組織的な運営管理の推進（査察指導員による業務の進行管理等）
- ③実施体制の充実・整備（必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備等）
- ④不正受給の防止

を基本に実施することとしている。

については、都道府県・指定都市本庁が行う平成19年度の生活保護法施行事務監査においては、

- 訪問計画に沿った訪問調査活動の確実な実施など訪問調査活動の充実
- 稼働能力不活用の者に対する自立支援プログラムの活用及び就労・求職状況管理台帳の活用等による就労指導の徹底
- 関係先調査や課税状況調査等各種調査の徹底
- 現業員等に対する他法他施策の周知
- 病状把握による適切な指導援助
- 査察指導員による適切な業務進行管理と現業員に対する適宜適切な助言・指導
- 福祉事務所長等幹部職員による組織的な運営管理の推進
- 適切な制度運営確保に必要な現業員の充足及び査察指導体制の充実・整備

を重点としつつ、運営状況に関するヒアリングやケース検討を通じて各福祉事務所が抱える運営上の課題を的確に把握し、その課題に即した具体的な助言・指導を行うようお願いしたい。

なお、都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、「生活保護法施行事務監査の実施について（平成12年10月25日社援発第2393号厚生社会・援護局長通知）」に基づき行っているところであるが、具体的には、別紙「生活保護法施行事務監査事項（案）」に基づき、以下の事項に留意の上、より一層効果的な指導監査を行うよう配慮願いたい。

（1）福祉事務所に対する指導監査について

①保護の適正実施の推進

ア 保護の相談時における助言指導

- ・ 面接相談に当たっては、相談内容に応じて懇切丁寧に制度の趣旨が正しく理解されるよう説明を行い、生活保護の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、所長等幹部職員が逐次点検する等、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。
- ・ 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携を図るとともに、特に地域との関わりを拒んで生活しているような単身世帯、高齢世帯等については、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制づくりについても配慮すること。
- ・ 500万円以上の評価額になる居宅用不動産を有する高齢者世帯等には、平成19年度から創設される要保護世帯向け長期生活支援資金制度の優先活用について指導すること。

イ 保護の申請・開始時調査の徹底

申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等について適正に申告させるとともに、調査に必要な同意書を徴取した上で金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等への関係先調査を速やかに行い、また、病状把握及び扶養能力調査等、福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導すること。

なお、保護申請前に転居してきた者については、前居住地の関係先照会等についても行うよう指導すること。

また、ホームレスに対する生活保護の適用の場面においても、生活歴等を勘案し、保護申請受理後速やかに必要な調査を徹底するよう指導すること。

ウ 保護受給中における受給要件の確保と指導援助の推進

(ア) 資産及び収入の把握

資産及び収入の把握は、保護の要否及び程度を決定する上で必要不可欠なものである。

就労可能と判断された者については毎月、就労困難と判断された者については定期的に収入申告書を提出させ、申告内容、挙証資料等の審査の徹底を図るとともに、必要に応じ勤務先等の関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

なお、保護開始ケースについては開始時に、継続ケースについては定期的に、資産及び収入の届出義務について記載した「保護のしおり」等を配布するなどし、例えば高校生のアルバイト収入等世帯員全員の収入申告義務を十分周知するよう指導すること。

また、次のような資産保有ケースについては、適切な関係先調査等に努めるよう指導すること。

- ・ 自動車の保有ケースについては、必要に応じ陸運支局等の関係先調査等により、的確に把握し、保有要件の審査を適切に行うよう指導するとともに、保有が認められないケースについては、その処分指導の徹底を図るよう指導すること。
- ・ 所有を容認した不動産でその後、処分価値が大きくなったと認められるものについては、評価替えの時点に併せて評価額を的確に把握するよう指導すること。
- ・ 平成19年度から創設される要保護世帯向け長期生活福祉資金制度の対象となる世帯については、原則として平成19年度中に本貸付制度への切り替えを指導すること。

(イ) 扶養能力調査の徹底

保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者の存否を確認し、扶養能

力調査については、特に生別母子世帯の前夫等の重点的扶養能力調査対象者に対する調査を確実に行うよう指導すること。また、調査は、扶養の可否を照会するにとどまらず、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、実効ある調査を行うとともに、重点的扶養能力調査対象者が管内に居住する場合には、実地に調査するよう指導すること。

なお、居所が不明な場合には、官公署等への照会に基づき、所在の確認を行うよう指導すること。

(ウ) 処遇方針の樹立

処遇方針は、現業員が当該ケースに対し、どのような指導援助を行っていくかの基本となるものであるが、指導監査の結果、長年見直しがされていないものや、訪問調査等による実態把握が不十分なためケースの実態と乖離しているもの、また形式的、画一的で具体性を欠くものなど、処遇方針として適切でないものがみられる。

については、処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態や病状を十分に把握・検討した上で、具体的な目標を設定するよう指導すること。特に、処遇困難ケース等については、関係機関との連携の上に、ケース診断会議等に諮った上で作成するよう指導すること。

また、処遇方針については、その処遇及び目標達成の状況を定期的かつ適時に評価し、必要に応じて見直すよう指導すること。

(エ) 訪問調査活動等の充実

訪問調査活動は、保護の受給要件の検証や、適切なケース処遇を行っていく上で極めて重要なものであり、いわゆる現業業務の基本となるものである。監査結果を見ると、1年以上にわたる長期間未訪問ケースや、訪問計画に沿った定期的な訪問調査活動が実施されていない事例など、訪問調査活動に問題のあるケースが数多く見受けられる。

については、計画した訪問予定を確実に実行することはもとより、訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況に応じて随時訪問するとともに、処遇方針を踏まえ、訪問調査の目的を十分認識し、生活実態の把握や就労指導等の訪問目的が十分達成されるような訪問調査活動を実施するよう指導すること。

特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導すること。

また、訪問時の不在が続く世帯については、不在理由等の確認及び民生委員等を活用し生活状況等を確認するとともに、訪問方法を工夫する等して可能な限り家庭内面接を行い、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

さらに、査察指導員に対し訪問調査活動を充実させるには、進行管理が重要であることを認識させ、現業員に訪問調査を確実に実施させるよう指導すること。

なお、訪問調査結果については、早期にケース記録に記載し、その都度決裁に付すように指導すること。

(オ) 稼働年齢層に対する指導の徹底

就労可能な被保護者については、稼働能力の十分な活用が求められる。福祉事務所は、これらの者の就労・求職状況を把握し、その者の自立助長を図るため、適切な指導援助を行う必要がある。

そのためには、就労可能な被保護者に対しては、就労・求職状況管理台帳へ登載するとともに、生活保護受給者等就労支援事業等の就労支援プログラムを有効に活用するなど、個々の被保護者の状況に応じた稼働能力の活用について適切な指導を行うこと。

なお、稼働年齢層の者で傷病を理由に未就労の者については、訪問による生活実態の把握、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議等による病状調査を行い、就労指導の可否について十分検討すること。その結果、就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助の上、求人情報等の収集提供、公共職業安定所への同行訪問、自立支援プログラムの活用等により、早期の自立助長のため、時期を逸することなく積極的な指導援助を行うよう指導すること。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて、稼働能力を十分活用していないと認められる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導す

るとともに、状況に応じ転職指導を行う等、稼働能力の十分な活用に向けた指導援助が行われるよう指導すること。

なお、これらの指導に従わず、稼働能力がありながら正当な理由もなく就労又は求職活動を行わない者に対しては、法第27条に基づき文書指示を行い、さらに、これに従わない場合には、所要の手続きを経て、保護の停止又は廃止の検討を行うよう指導すること。

(カ) 要援護者等に対する指導援助の充実

高齢者、障害者世帯等要援護世帯が被保護世帯の8割以上を占めているが、これらの世帯の需要は多岐多様にわたっている。

については、的確な指導援助を確保する観点から、その世帯の需要を的確に把握し、要援護世帯のニーズに応じ、介護保険制度や障害者自立支援法等の各種保健福祉施策の活用を図るとともに、個別支援プログラムへの参加を促すなど、その積極的な活用を指導すること。

また、保護受給中の中国帰国者等に対し19年度から実施される地域生活支援プログラムの適切な活用等について指導すること。

②医療扶助の適正運営の確保

ア 被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このため必要に応じて主治医及び嘱託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

イ 現業員が被保護者の病状等を把握するために、レセプトを常時活用し得る状態を確保した上で、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導すること。

ウ 医療費の適正な支払いのため、内容点検等のレセプト点検を全ケース実施し、過誤の認められるレセプトについては、遅滞なく過誤調整を行うとともに、診療内容等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議等を行うよう指導すること。

エ 頻回受診者に対する適正受診指導については、主治医訪問や嘱託医協議の上、

具体的な支援方針を定め、被保護者に対する指導援助を適切に行うよう指導すること。

オ 入院期間が180日を超える入院患者のうち受入条件が整えば退院可能な者については、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入など、退院に向けた支援を適切に行うよう指導すること。

特に、退院可能な精神障害者については、精神障害者施策との連携を図るとともに、平成19年度に創設される精神障害者退院促進事業の活用を図るなど、積極的な取組を行うよう指導すること。

カ 他法他施策の活用の観点から、障害者自立支援法第58条の適用検討や、人工透析医療を受けている者について、自立支援医療による給付を優先するよう指導すること。

③介護扶助の適正運営の確保

要介護又は要支援の状態にある要保護者で、介護サービスの利用により生活の維持・向上が期待できると思われる者に対しては、その活用を図るとともに利用の手続きについても適切な指導援助を行うよう指導すること。

④組織的な運営管理の推進

ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置について指導するとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要援護者が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては、査察指導員及び現業員が不足することのないよう、保護動向を踏まえた職員配置について配慮するよう指導すること。

(イ) 職員の職務能力の維持向上

福祉事務所においては、毎年的人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験の